

# 所有権解除依頼書 (兼 残債照会依頼書)

当書面では残債金額の照会は出来ません。

株式会社 関東マツダ 行

依頼日 年 月 日

## 【自動車検査証の表示】

登録年月日	年 月 日	初度登録	年 月
登録番号		車台番号	

この度、私の使用する上記車両について、販売店並びに利用信販会社等への残債有無の照会、及び、所有権解除書類発行について、下記必要書類を添えて依頼いたします。  
ただし、受任者欄に記入がある場合、上記依頼に加え、照会結果の受領、所有権解除書類の受領に関する一切の事項を受任者に委任いたします。  
尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、私が責任をもって解決いたします。

## 【依頼者 (自動車検査証の使用者)】

現住所

氏名(自筆)

※ 残債照会依頼時は署名のみでも受け付けますが、所有権解除依頼時は必ず実印を押印してください。

生年月日 年 月 日

TEL

FAX

実印

上記車両の残債有無の照会、所有権解除に関する一切の事項につき、依頼者と連名にて依頼いたします。尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、当方が責任を持って解決いたします。

## 【受任者 (販売店・代理人・回答書送付先)】

住所

社名

氏名(ご担当者)

TEL

FAX

## 【残債照会依頼時】

・所有権解除依頼書(当書面)、免許証のコピー、自動車検査証の3点をFAXしてください。  
※所有権解除依頼書 → 委任状 免許証 → 印鑑証明書 に代えることも出来ます。

残債の照会結果(回答書)を、ご依頼者様(もしくは受任者様)あてにFAXさせていただきます。

## 【所有権解除依頼時】

・次のものをご郵送ください。

- ①信販会社発行の完済証明書(コピー可)  
もしくは当社から返信された回答書(所有権解除可能と記載されたもの)
- ②所有権解除依頼書(当書面)原本(実印押印のもの)  
※委任状、軽自動車は申請依頼書でも代用可とする(いずれも実印押印のもの)
- ③使用者の印鑑証明書原本(発行日から3ヶ月以内のもの)
- ④自動車検査証のコピー
- ⑤自動車検査証と印鑑証明書の使用者の氏名・住所の記載が異なる場合、連続性が確認出来る書類  
※住所が異なる場合(個人→住民票・住民票除票・戸籍の附票・地番変更証明書など 法人→履歴事項証明書)  
※氏名が異なる場合(個人→戸籍謄本・抄本など 法人→履歴事項証明書)
- ⑥返信用封筒(レターパック推奨) ※信書対応のもの

- ※ 住民票は本籍地、マイナンバーの記載のないものをご取得ください。
- ※ 役所の保管期限が過ぎ、住所をつなげる書類が取得できない場合は、誓約書で対応いたします。
- ※ お送りいただいた書類は返却いたしかねます。あらかじめご了承ください。(完済証明書原本を除く)
- ※ 万一、FAX送信時に誤って第三者等へ送信されトラブルが発生した場合、送信元において全ての責任を負っていただきますので十分にご注意ください。
- ※ ご記入いただいた内容および個人情報は厳重に管理し、本所有権解除以外、第三者に提供するなどの利用はいたしません。
- ※ 特殊な事情がある場合には、所有権解除担当までご連絡下さい。

当社から発行させていただく所有権解除書類は移転用のみとなっております。  
一時抹消登録・永久抹消登録を申請される場合は、新たな所有者に移転してから抹消登録をお願いいたします。(移転抹消)  
その際に運輸支局で必要となる登録書類(印鑑証明書・委任状等)は、別途ご用意をお願いいたします。